



[ホーム](#) > [食品安全委員会とは](#) > [開催実績](#) > 第312食品安全委員会議事概要

食品安全委員会とは

第312食品安全委員会議事概要

■第312回食品安全委員会会合

日時:平成21年12月3日(木)14:00～15:20

場所:食品安全委員会 大会議室

傍聴者数:53名

議事概要:

(1)食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

○添加物 1品目

1)トリメチルアミン

・厚生労働省から説明。

・添加物専門調査会で審議することとなった。

* 刺激のある魚様の香気を有し、広く動植物に存在し、特に魚類の組織中に多く存在すると言われています。するめいか、脂肪分の少ない魚(にしん、ぼら、かたくちいわし等)の塩蔵品等の加工品、すずき等の生魚、乾燥ヤマドリダケ等の食品中に存在する成分です。

欧米では、スナック菓子、焼菓子、肉製品、冷凍乳製品類、ゼラチン

・プリン類、清涼飲料等、様々な加工食品において香りを再現し、風味を向上させるために添加されています。

○遺伝子組換え食品等 2品目

2)チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシBt11系統とチョウ目害虫抵抗性トウモロコシMIR162系統とコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシMIR604系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシGA21系統からなる組合せの全ての掛け合わせ品種(既に安全性審査を経た旨の公表を行った4品種は除く)

・厚生労働省から説明。

・遺伝子組換え食品等専門調査会で審議することとなった。

* 安全性評価が終了している品種(4品種)を掛け合わせた品種ですが、作られる種子は1粒ごとに形質が異なります。従って、すべての組合せのうち、安全性評価が終了している品種を除く組合せが評価の対象となります。

3)チョウ目害虫抵抗性ワタCOT102系統(食品・飼料)

・厚生労働省及び農林水産省から説明。

・遺伝子組換え食品等専門調査会で審議することとなった。

* チョウ目害虫に対し抵抗性を持つワタです。

(2)食品健康影響評価に係る補足資料の提出に関するリスク管理機関からの報告について

1)高濃度にジアシルグリセロールを含む食品の安全性について

・厚生労働省から報告があり、委員長から追加資料の速やかな提出に最大限努めるよう指示があった。

(2)食品健康影響評価に係る補足資料の提出に関するリスク管理機関からの報告について

1)高濃度にジアシルグリセロールを含む食品の安全性について

・厚生労働省から、<1> グリシドール脂肪酸エステル及びグリシドールの毒性に関する情報収集については、合計20件の文献が収集されたこと、<2> グリシドール脂肪酸エステルを経口摂取した場合の体内動態試験については、世界的に見ても確立した試験法がないことから、現在、微量定量分析法の開発を行っているところであり、分析法が確定でき次第、動物への経口投与試験が行われる予定であること、<3> グリシドール脂肪酸エステル及びグリシドールの遺伝毒性試験については、試験受託機関において試験が行われているが、最終的な報告書を取りまとめた段階で報告される、との報告があった。委員長は厚生労働省に対し、資料の速やかな提出に最大限協力してほしい旨、強く要請した。

(3)プリオン専門調査会における審議結果について

1)「我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価(オーストラリア、メキシコ、チリ、コスタリカ、パナマ、ニカラガ、ブラジル、ハンガリー)」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

・担当委員の見上委員及びプリオン専門調査会の吉川座長から説明。

・評価書(案)について、意見・情報の募集手続に入ることが了承された。

(4)食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見について

1)農薬「チアジアロン」に係る食品健康影響評価について

・「チアジアロンの一日摂取許容量(ADI)を0.039mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知することとなった。

* 植物成長調整剤(枯凋剤)で、日本国内での農薬登録はありません。

ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準(いわゆる暫定基準)が設定されています。

2)動物用医薬品「ニューカッスル病・マレック病(ニューカッスル病ウイルス由来F蛋白遺伝子導入マレック病ウイルス1型)凍結生ワクチン(セルミュンN)」に係る食品健康影響評価について

・「本製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省及び農林水産省)へ通知することとなった。

* マレック病ウイルス1型にニューカッスル病ウイルスのF蛋白遺伝子を導入したウイルスを主剤とし、ニューカッスル病及びマレック病の予防を目的とした鶏用の生ワクチンです。

3)遺伝子組換え食品等「ARG-No. 2株を利用して生産されたL-アルギニン」に係る食品健康影響評価について

・「『遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方』に基づき安全性が確認されたと判断される。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知することとなった。

* 栄養補給を目的とする食品、飲料及び調味料等に使用される食品添加物です。

(5)食品安全委員会の11月の運営について

・事務局から報告。